令和６年７月

㈱公論出版

『毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第４版』法改正箇所のお知らせ

弊社出版物「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第４版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
書籍を発刊した令和５年６月以降に法改正が実施された箇所がございます。以下に該当箇所を掲載致しますので、ご確認をお願い申し上げます。

<table>
<tr><th>頁数等</th><th colspan="3">内　容</th><th>掲載日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">42 ページ
第１章
毒物及び劇物に関する法規
15 運搬の技術上の基準
● 運搬方法</td><td colspan="3">毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の４
令和６年４月１日施行（令和５年厚生労働省令第 163 号による改正）
詳細は下記をご参照ください。
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</td><td rowspan="3">令和６年
１月 12 日</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>■ 省令で定める時間［施行規則第13条の４］
<table><tr><td>1</td><td>１人の運転者による連続運転時間（１回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、４時間を超える場合</td></tr><tr><td>2</td><td>１人の運転者による運転時間が、１日当たり９時間を超える場合</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>新</td><td>■ 省令で定める時間［施行規則第13条の４］
<table><tr><td>1</td><td>１人の運転者による連続運転時間（１回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、４時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず１人の運転者による連続運転時間が４時間を超える場合にあっては４時間30分）を超える場合</td></tr><tr><td>2</td><td>１人の運転者による運転時間が、２日（始業時刻から起算して48時間）を平均し１日当たり９時間を超える場合</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">58 ページ
第１章
毒物及び劇物に関する法規
21 情報の提供
● 情報の提供の詳細</td><td colspan="3">毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の11
令和５年 12 月 26 日施行（令和５年厚生労働省令第 163 号による改正）
詳細は下記をご参照ください。
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td>（1）情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、邦文（ほうぶん）❸で行わなければならない［施行規則第13条の11］。
①文書の交付
②磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達</td><td></td></tr>
<tr><td>新</td><td>（1）情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、邦文（ほうぶん）❸で行わなければならない［施行規則第13条の11］。
①文書の交付
②電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁数等</th><th colspan="2">内　容</th><th>掲載日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">210 ページ
第３章
実地（性状・貯蔵・取扱方法等）
1 毒物劇物の性状
◆ た行の劇物</td><td colspan="2">毒物及び劇物指定令 第２条第10号
毒物及び劇物取締法施行規則 別表第１　劇物５
令和６年５月 29 日施行（令和６年政令第 196 号および令和６年厚生労働省令第 91 号による改正）
詳細は下記をご参照ください。
https://www. nihs. go. jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_partial_20240529_1. pdf</td><td rowspan="3">令和６年
７月 19 日</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>ダイアジノン　$C_{12}H_{21}N_2O_3PS$　農　液体　劇物
別名：２－イソプロピル－４－メチルピリミジル－６－ジエチルチオホスフェイト
（略）
▶含有量が５％（マイクロカプセル製剤にあっては25％）以下の製剤は、劇物から除外（「８．除外される上限濃度」327P 参照）。</td></tr>
<tr><td>新</td><td>ダイアジノン　$C_{12}H_{21}N_2O_3PS$　農　液体　劇物
別名：２－イソプロピル－４－メチルピリミジル－６－ジエチルチオホスフェイト
（略）
▶含有量が５％（マイクロカプセル製剤にあっては30％）以下の製剤は、劇物から除外（「８．除外される上限濃度」327P 参照）。</td></tr>
</table>